

(第 1 条 関係) 寒川町審議会等の公募委員選考委員会規程新旧対照表

現行	改正案
～略～ （組織） 第２条　委員会は、副町長、企画部長、総務部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、 <u>拠点づくり部長及び教育次長をもつて組織する。</u>	～略～ （組織） 第２条　委員会は、副町長、企画部長、総務部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、 <u> </u> 及び教育次長をもつて組織する。
2～４　（略） ～略～	2～４　（略） ～略～

(第 2 条関係)寒川町職員の事務改善の提案に関する規程新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ （ 審 査 会 の 組 織 ） 第 8 条 （略） 2 （略） 3 委員には、企画部長、総務部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、<u>拠点づくり部長</u>、議会の事務局長、教育次長及び財政課長をあてる。 4～9 （略） ～ 略 ～	～ 略 ～ （ 審 査 会 の 組 織 ） 第 8 条 （略） 2 （略） 3 委員には、企画部長、総務部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、<u>_____</u>、議会の事務局長、教育次長及び財政課長をあてる。 4～9 （略） ～ 略 ～

(第3条 関係) 寒川町事務決裁規程新旧対照表

現 行							改 正 案						
～ 略 ～							～ 略 ～						
別 表 第 2 (第 4 条、 第 5 条 関 係)							別 表 第 2 (第 4 条、 第 5 条 関 係)						
企 画 部							企 画 部						
主 管 課 の 区 分	決 裁 区 分 決 裁 事 項	町 長	副 町 長	部 長	課 長	摘 要	主 管 課 の 区 分	決 裁 区 分 決 裁 事 項	町 長	副 町 長	部 長	課 長	摘 要
企 画	(略)						企 画	(略)					

現 行							改 正 案						
政 策 課	情 報 施 策			情 報 施 策 の 企 画、調 整			政 策 課	(削る)					
	コン ピュ ー タ				1 コ ン ピ ュ ー タ の 調 査 研 究								
					2 コ ン ピ ュ ー タ に よ る 事 務 処 理								
財 政 課	(略)						財 政 課	(略)					
広 報 戦 略	(略)						広 報 戦 略	(略)					
(加える)							デジ タル 推 進 課	情 報 施 策			情 報 施 策 の 企 画、調 整		
							コン ピュ				1 コ ン		

現 行							改 正 案						
								<u>一</u> <u>タ</u>				<u>ピ</u> <u>ユ</u> <u>ニ</u> <u>タ</u> <u>の</u> <u>調</u> <u>査</u> <u>研</u> <u>究</u>	
												2 <u>コ</u> <u>ン</u> <u>ピ</u> <u>ユ</u> <u>ニ</u> <u>タ</u> <u>に</u> <u>よ</u> <u>る</u> <u>事</u> <u>務</u> <u>処</u> <u>理</u>	
総務部・町民部（略）							総務部・町民部（略）						
学び育成部							学び育成部						
主管 課の 区分	決裁 区分 決裁 事項	町長	副町長	部長	課長	摘要	主管 課の 区分	決裁 区分 決裁 事項	町長	副町長	部長	課長	摘要
子育 て支 援課	(略)						子育 て支 援課	(略)					
	保 育			徴収 金基 準額 表の 決定	1 保 育 園 児 入 退 園 の 申 請 の			(削る)					

現 行							改 正 案						
					処 理 2 保								
					育 料 の 決 定 及 び 更 正								
(加える)							保 育 幼 稚 園 課				徴 収 金 基 準 額 表 の 決 定	1 保 育 園 児 入 退 園 の 申 請 の 処 理 2 保 育 料 の 決 定 及 び 更 正	
(略)							(略)						
健康福祉部・環境経済部 (略)							健康福祉部・環境経済部 (略)						
都市建設部							都市建設部						
主管 課 の	決 裁 区 分	町 長	副 町 長	部 長	課 長	摘 要	主管 課 の	決 裁 区 分	町 長	副 町 長	部 長	課 長	摘 要

現 行							改 正 案						
									<u>び 決</u> <u>定</u>			<u>備</u> <u>事</u> <u>業</u> <u>の</u> <u>調</u> <u>査</u>	
												2 関	<u>係</u> <u>機</u> <u>関</u> <u>と</u> <u>の</u> <u>連</u> <u>絡</u> <u>調</u> <u>整</u>
							<u>寒 川</u> <u>駅 北</u> <u>口 地</u> <u>区 土</u> <u>地 区</u> <u>画 整</u> <u>理</u>	<u>寒 川</u> <u>駅 北</u> <u>口 地</u> <u>区 土</u> <u>地 区</u> <u>画 整</u> <u>理 事</u> <u>業 の</u> <u>計 画</u> <u>及 び</u> <u>決 定</u>			1 寒	<u>川</u> <u>駅 北</u> <u>口 地</u> <u>区 土</u> <u>地 区</u> <u>画 整</u> <u>理 事</u> <u>業 の</u> <u>調</u> <u>査</u>	
												2 関	<u>係</u> <u>機</u> <u>関</u> <u>と</u> <u>の</u>

現 行							改 正 案						
											<u>連</u> <u>絡</u> <u>調</u> <u>整</u>		
<u>拠 点 づ くり 部</u>							(削 る)						
<u>主 管</u>	<u>決 裁</u>	<u>町 長</u>	<u>副 町 長</u>	<u>部 長</u>	<u>課 長</u>	<u>摘 要</u>							
<u>課 の</u>	<u>区 分</u>												
<u>区 分</u>	<u>決 裁</u>												
	<u>事 項</u>												
<u>倉 見</u>	<u>ツ イ</u>	<u>ツ イ</u>			1 <u>ツ</u>								
<u>拠 点</u>	<u>ン シ</u>	<u>ン シ</u>			<u>イ</u>								
<u>づ く</u>	<u>テ イ</u>	<u>テ イ</u>			<u>ン</u>								
<u>り 課</u>	<u>倉 見</u>	<u>倉 見</u>			<u>シ</u>								
	<u>地 区</u>	<u>地 区</u>			<u>テ</u>								
	<u>整 備</u>	<u>の 整</u>			<u>イ</u>								
		<u>備 計</u>			<u>倉 見</u>								
		<u>画 及</u>			<u>地 区</u>								
		<u>び 決</u>			<u>の 整</u>								
		<u>定</u>			<u>備 事</u>								
					<u>業 の</u>								
					<u>調 査</u>								
					2 <u>関</u>								
					<u>係</u>								
					<u>機</u>								
					<u>関 と</u>								
					<u>の 連</u>								
					<u>絡 調</u>								
					<u>整</u>								
<u>田 端</u>	<u>田 端</u>	<u>田 端</u>			1 <u>田</u>								
<u>拠 点</u>	<u>西 地</u>	<u>西 地</u>			<u>端</u>								
<u>づ く</u>	<u>区 の</u>	<u>区 の</u>			<u>西</u>								

現 行							改 正 案	
り 課	整 備	整 備 計 画 の 策 定 及 び 決 定			地 区 の 整 備 事 業 の 調 査 2 関 係 機 関 と の 連 絡 調 整			
駅 周 辺 整 備 事 務 所	寒 川 駅 北 口 地 区 土 地 区 画 整 理	寒 川 駅 北 口 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 の 計 画 及 び 決 定		寒 川 駅 北 口 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 に 係 る 許 認 可	1 寒 川 駅 北 口 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 の 調 査 2 寒 川			

現 行							改 正 案						
					駅 北 口 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 の 啓 も う 指 導								
						3 関							
						係 機 関 と の 連 絡 調 整							
～略～							～略～						

(第4条関係)寒川町職員被服貸与規程新旧対照表

現 行						改 正 案					
～略～						～略～					
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)					
被貸与者			貸与品	数量	貸与 期間 (年)	被貸与者			貸与品	数量	貸与 期間 (年)
課等 名	担当名	職種				課等 名	担当名	職種			

現 行						改 正 案					
企 画 政 策	企 画 マ ー ケ テ ィ ン グ I C T 推 進	事 務	事 務 服	1	4	企 画 政 策	企 画 マ ー ケ テ ィ ン グ _____	事 務	事 務 服	1	4
財 政	(略)					財 政	(略)				
広 報 戦 略	(略)					広 報 戦 略	(略)				
(加える)						デジ タル 推 進	DX推 進	事 務	事 務 服	1	4
(略)						(略)					
子 育 て 支 援	子 ど も 家 庭 の び の び す く す く	事 務	事 務 服	1	4	子 育 て 支 援	子 ど も 家 庭 の び の び す く す く	事 務	事 務 服	1	4
	保 育	事 務	事 務 服	1	4	保 育	保 育 幼	事 務	事 務 服	1	4
			防 寒 服	1	8	幼 稚 園	稚 園		防 寒 服	1	8
学 び 育 成	(略)					学 び 育 成	(略)				
さ む か わ 庭 球 場	施 設 作 業 員	作 業 服	1	1	(削る)						
		(上 下)			(略)						
		防 寒 服	1	4	(略)						
(略)						(略)					
都 市 計 画	(略)					都 市 計 画	(略)				
(加える)						倉 見 拠 点 づ く り	倉 見 拠 点 づ く り	事 務	事 務 服	1	4
									作 業 服	1	4
									(上 下)		
									防 寒 服	1	8
									長 ぐ つ	1	3
								技 術	事 務 服	1	8
									作 業 服	1	1
									(上 下)		
									防 寒 服	1	4
									長 ぐ つ	1	2
									安 全 ぐ	1	4

現 行						改 正 案					
									つ		
									安全帽	1	4
									帽子	1	1
									雨衣	1	2
						都市 整備	市街地 整備	事務	事務服	1	4
									作業服 (上下)	1	4
									防寒服	1	8
									長ぐつ	1	3
								技術	事務服	1	8
									作業服 (上下)	1	1
									防寒服	1	4
									長ぐつ	1	2
									安全ぐ つ	1	4
									安全帽	1	4
									帽子	1	1
									雨衣	1	2
倉見 拠点 づくり	倉見拠 点づく り	事務	事務服	1	4	(削る)					
			作業服 (上下)	1	4						
			防寒服	1	8						
			長ぐつ	1	3						
		技術	事務服	1	8						
			作業服 (上下)	1	1						
			防寒服	1	4						
			長ぐつ	1	2						
			安全ぐ つ	1	4						
			安全帽	1	4						
田端 拠点 づくり	田端拠 点づく り	事務	事務服	1	4						
			作業服 (上下)	1	4						
			防寒服	1	8						
			長ぐつ	1	3						

現 行						改 正 案					
		技 術	事 務 服	1	8						
			作 業 服	1	1						
			(上 下)								
			防 寒 服	1	4						
			長 ぐ つ	1	2						
			安 全 ぐ	1	4						
			つ								
			安 全 帽	1	4						
			帽 子	1	1						
			雨 衣	1	2						
寒 川	寒 川 駅	事 務	事 務 服	1	4						
駅 周	周 辺 整		作 業 服	1	4						
辺 整	備		(上 下)								
備 事			防 寒 服	1	8						
務 所			長 ぐ つ	1	3						
		技 術	事 務 服	1	8						
			作 業 服	1	1						
			(上 下)								
			防 寒 服	1	4						
			長 ぐ つ	1	2						
			安 全 ぐ	1	4						
			つ								
			安 全 帽	1	4						
			帽 子	1	1						
			雨 衣	1	2						
(略)						(略)					
～ 略 ～						～ 略 ～					

(第 5 条 関 係) 寒 川 町 建 設 工 事 入 札 業 者 指 名 選 考 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
～ 略 ～	～ 略 ～
(組 織)	(組 織)
第 2 条 委 員 会 は、副 町 長、企 画 部 長、総 務 部 長、町 民 部 長、学 び 育 成 部 長、健 康 福 祉 部 長、環 境 経 済 部 長、都 市 建 設 部 長、 <u>拠 点 づ くり 部 長</u> 及 び 教 育 次 長 を も つ て 組	第 2 条 委 員 会 は、副 町 長、企 画 部 長、総 務 部 長、町 民 部 長、学 び 育 成 部 長、健 康 福 祉 部 長、環 境 経 済 部 長、都 市 建 設 部 長 _____ 及 び 教 育 次 長 を も つ て

組織する。 2 (略) ～略～	組織する。 2 (略) ～略～
--------------------------------------	--------------------------------------

(第 6 条関係)寒川町不動産評価委員会規程新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ (組 織) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 委員には企画部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、<u>拠点づくり部長</u>及び教育次長をあてる。 ～略～	～略～ (組 織) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 委員には企画部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長_____及び教育次長をあてる。 ～略～

(改正附則)

現 行	改 正 案
	<u>附 則</u> <u>この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>